

## 会 議 の 経 過

議 長（川村重光君）

ご起立願います。

おはようございます。

ご着席ください。

本日の欠席議員はおりません。

ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

開議（午前10時00分）

議 長（川村重光君）

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項に基づき出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

次に、日程第2 報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（小林 章君）

改めまして、おはようございます。

それでは早速、報告第1号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

議案書1ページからになります。2ページと3ページ目をご覧ください。

本件は、令和4年1月4日、六戸町大字犬落瀬字千刈田谷地1番地付近、国道45号線の高館付近になりますが、走行中の除雪車を避けようとした自家用車が雪の壁に衝突したことにより車両を損傷させたものであります。この示談が成立したことにより、令和4年3月22日に損害賠償の額18万3,823円を専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

なお、損害賠償の額は、その全額が全国自治協会自動車損害保険により支払われておりま

す。

以上で報告第1号の説明といたします。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

11番、山本実君。

11 番（山本 実君）

今のご説明ですと、この（3）番の事故の状況を見れば、走行中の除雪車を避けようとした自家用車が追突したことにより車両を損傷させた事故だという説明でありますけれども、この過失割合はどのようになっているのか。この文章から考えますと、この自家用車のほうに過失の割合が大きいというふうな読み方ができるんですが、その点、1点お尋ねしたいと思います。

それから、けが等はなかったのでしょうか。

議 長（川村重光君）

企画財政課長。

企画財政課長（小林 章君）

過失割合ですが、町が90、相手が10です。けがはありません。

ちなみに、町の除雪トラックの損害もありません。損傷したのは相手側の車両のみです。

以上です。

議 長（川村重光君）

11番、山本実君。

11 番（山本 実君）

10対1というご説明であります、この（3）の文章を解釈しますと逆のような書き方のように捉えることができるんですが、事故の状況を詳しく説明できますか。

議 長（川村重光君）

企画財政課長。

企画財政課長（小林 章君）

具体的には、夜間の除雪作業中になります。高屋敷方面から国道のほう、高館のほうに向かってきて、国道に出て右折、役場方面に向かっていているときに、十和田方面から乗用車が来ていました。安全確認をきちんとして国道に出たつもりですが、やはり相手方との距離が意外と近かった状況でしたので、相手方が除雪ダンプを避ける。当然、夜間で除雪しているということは道路状況もあまりよくないということで、そこでこう、やはりブレーキとか踏んだ場合、雪の壁に衝突したということで、除雪作業中もやっぱり周囲の安全対策をきちんとしておかなきゃならないということで、町のほうが90というふうな形になっております。

以上です。

議 長（川村重光君）

11番、山本実君。

11 番（山本 実君）

分かりました。今後、気をつけながら除雪のほうをしてほしいとお願いします。

議 長（川村重光君）

そのほかありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

以上で、報告第1号 専決処分の報告についてを終わります。

次に、日程第3 報告第2号 令和3年度六戸町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（小林 章君）

報告第2号 令和3年度六戸町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

議案書の4ページからになります。

令和3年度の六戸町一般会計繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書のとおり報告するものであります。

繰越しをした事業は5ページに記載している6事業であります。

その内容であります。まず1行目、2款総務費、1項総務管理費の住民情報引越しワンストップサービス対応業務は、転出、転入手続の負担軽減や手続漏れを防止するワンストップサービスに対応するためのシステム改修で、財源は国県支出金になります。

2行目、3款民生費、1項社会福祉費の住民税非課税世帯等支援事業は、住民税の非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円を給付するもので、財源はほとんどが国県支出金になります。

3行目、6款農林水産業費、2項林業費の宝くじ桜若木保管管理業務は、寄贈された桜の苗木を植樹するまでの間保管する経費で、財源は一般財源になります。

4行目、8款土木費、2項道路橋りょう費の第2大曲線道路改良舗装工事事業は、道路整備に伴う用地取得費などで、財源はほとんどが国県支出金と地方債になります。

5行目と6行目の10款教育費の2項小学校費と3款中学校費は、各小中学校において、感染対策の物品購入などの学校保健特別対策事業2事業で、財源は国県支出金と一般財源になります。

これら6事業の合計額は、翌年度繰越額が2,878万3,000円で、その財源は国県支出金が2,748万5,947円、地方債が40万円、一般財源が89万7,053円となります。

以上で報告第2号の説明といたします。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 長(川村重光君)

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

以上で報告第2号 令和3年度六戸町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

次に、日程第4 報告第3号 令和3年度六戸町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長(外山昌彦君)

報告第3号 令和3年度六戸町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

議案書6ページからになります。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和3年度六戸町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を報告するものであります。

その内訳ですが、7ページをご覧ください。

1款事業費、2項建設事業費におきまして、小松ヶ丘処理区流域下水道接続工事事業で4億1,282万111円を翌年度に繰越いたしました。

その財源内訳につきましては、既収入特定財源の一般会計繰入金が56万55円、未収入特定財源として、国県支出金が2億616万56円、地方債が2億610万円となっております。

以上で報告第3号の説明といたします。

議長 長(川村重光君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で報告第3号 令和3年度六戸町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

次に、日程第5 承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（澤口俊博君）

承認第4号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書の8ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、六戸町税条例等の一部を改正する条例を令和4年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

このたびの改正は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、令和4年4月1日を施行日とする改正内容が含まれることから、課税事務についてもこれと同様の措置を講ずる必要があるため、条例を改正し、専決処分したものであります。

議案書は10ページから20ページまで、説明補足資料は1ページから12ページまででございます。

改正内容につきましては、改正箇所が多岐にわたるため、主な改正点の概要のみを条項に沿ってご説明いたします。

説明補足資料の1ページをご覧ください。

傍線部分が改正箇所となり、上段が改正後、下段が現行となります。

まず、第18条の4については、地方税法第382条の4の規定により、証明書に住所に代わるものとして施行規則で定める事項を記載したものを交付しなければならないこととする法律の改正に伴い改正するものであります。

第33条第4項及び第6項については、総合課税または分離課税を確定申告書の記載によってのみ適用するという法律の改正に合わせて改正するものであります。

2ページをお開きください。

第36条の2第1項については、公的年金等受給者の町民税申告義務に係る規定の整備であり、3ページに移りまして、第36条の3の2第1項については、4ページに記載がございますけれども、給与所得者の扶養親族申告書について、記載事項に退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者の氏名を追加するものであります。

第36条の3の3第1項については、公的年金等受給者の扶養親族申告書についてのものであり、一定の配偶者及び16歳を超える扶養親族を有するものについて提出義務を追加するとともに、記載事項に配偶者の氏名を追加するものであります。

6ページをお開きください。

附則第7条の3の2第1項については、住宅借入金等特別税額控除の延長及び見直しに伴う改正であり、附則第10条の2第25項を新たに設け、7ページに記載がございますが、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特別措置のわがまち特例の割合を4分の3と定めるものであります。

附則第10条の3は、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等に伴う改正となっております。8ページに移りますが、附則第12条は、令和4年度に限り商業地等に係る課税標準の上昇幅を2.5%と改正するものであります。

このほか法令改正に伴う所要の規定の整備等を行っております。

附則は、施行期日と納税証明書や各税目ごとの経過措置を定めるものであります。

以上で承認第4号の説明といたします。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第6 承認第5号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長 (澤口俊博君)

承認第5号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書21ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、六戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を令和4年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

議案書は23ページ、説明補足資料は13ページと14ページになります。

このたびの改正は、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、原則として同年4月1日を施行日とすることから、課税事務についてもこれと同様の措置を講ずる必要があるため、条例を改正したものであります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方々に対する国民健康保険税の減免について、令和4年度における減免措置の取扱いが厚生労働省と総務省から示されたことに伴い、課税事務に支障を来さないよう条例を改正し、専決処分したものであります。

最初に、第2条第2項のただし書は、基礎課税額の限度額を2万円引き上げ65万円とするものであります。

第2条第3項のただし書は、後期高齢者支援金等課税額の限度額を1万円引き上げ20万円とするものであります。

附則の改正は、文言の訂正と、「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」と改め、1年延長するものであります。

附則は、施行期日を定めるものであります。

以上で承認第5号の説明といたします。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第5号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第7 承認第6号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長 (澤口俊博君)

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

議案書24ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、六戸町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を令和4年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

議案書26ページをお開きください。

説明補足資料は15ページとなります。

第2条の改正は、関係する省令が改正されたことに伴い、不均一課税となる適用期限を2年間延長し「令和6年3月31日」と改正するものであり、また、申請期限を従来の2年から3年へ1年間延長するものであります。

附則は、施行期日を定めるものであります。

以上で承認第6号の説明といたします。

議 長 (川村重光君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第6号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで、入替えのため暫時休憩いたします。

休憩 (午前10時24分)

再開 (午前10時25分)

議 長 (川村重光君)

休憩を閉じます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第8 承認第7号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。  
担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（小林 章君）

承認第7号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書27ページからになります。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度六戸町一般会計補正予算（第8号）を令和4年3月31日専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

29ページをご覧ください。

令和3年度六戸町一般会計補正予算（第8号）について、第1条第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,762万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ62億5,570万4,000円としたものであります。

第2条は債務負担行為の変更について、第3条は地方債の変更について、それぞれ35ページの第2表、36ページの第3表に示すものであります。

それでは、補正の内容につきまして、別冊の令和3年度補正予算に関する説明書に基づきご説明申し上げます。

補正予算に関する説明書、2部あると思いますが、そのうちの厚めのほうになります。表紙には令和3年度と記載しております。ご準備願います。

最初に、歳入についてご説明いたします。

3ページをお開き願います。

1款町税から6ページ下段の12款交通安全対策特別交付金までは、歳入額が確定したことによりそれぞれ所要額を計上しております。

7ページの13款分担金及び負担金から8ページ上段の14款使用料及び手数料までは、実績見合いにより調整をし、8ページ中段から12ページ上段にかけての15款国庫支出金と16款県支出金は、主に事業費との関連において調整をしたものであります。

12ページ2段目の17款財産収入と3段目の18款給付金は、実績見合いあるいは額の確定によりそれぞれ所要額を増額計上。

下段の19款繰入金は、歳出予算との調整により1目財政調整基金繰入金と3目減債基金繰

入金で、既定額の全額をそれぞれ減額補正いたしました。

13ページから14ページ上段の21款諸収入は、実績見合いあるいは額の確定によりそれぞれ所要額を補正計上、14ページの22款町債は、事業費の確定に伴いそれぞれ補正額を計上しております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

15ページからになります。

歳出につきましては、主に事業費等の確定や実績見込みの精査により予算調整したものであります。

それでは、主な項目についてご説明いたします。

16ページをご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費は、下から2つ目、5目財産管理費の24節積立金に学校建設基金積立金など合わせて2億7,612万9,000円を増額計上いたしました。

17ページ、7目企画費の18節負担金補助及び交付金では、若者定住支援事業を316万円、定住促進新築住宅建設補助事業を455万円それぞれ減額補正。

11目新型コロナウイルス感染症対策事業費の18節負担金補助及び交付金では、新型コロナウイルス感染症対応経済支援対策飲食店等減収支援臨時給付金を640万円減額補正いたしました。

19ページの下段になります。

3款民生費、1項社会福祉費では、1目社会福祉総務費の18節負担金補助及び交付金を、福祉灯油購入費助成事業など合わせて366万1,000円を減額補正。

21ページの上段になります。

6目住民税非課税世帯等支援事業費では、12節委託料の住民税非課税世帯等支援事業システムや18節負担金補助及び交付金の住民税非課税世帯等臨時特別給付金などを減額し、目の計では883万8,000円の減額補正となります。

2項児童福祉費は、1目児童福祉総務費の、次のページになりますが、18節負担金補助及び交付金を、子育て世帯等臨時特別支援事業など合わせて1,605万9,000円を減額補正。

2目児童措置費の18節負担金補助及び交付金では、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を375万円減額補正いたしました。

下段の4款衛生費、1項保健衛生費は、次のページの2目予防費、12節委託料を、新型コロナワクチン接種に関わる各種業務や各種予防接種業務など合わせて1,481万1,000円を減額補正いたしました。

26ページに飛びます。

6款農林水産業費、1項農業費は、3目農業振興費の18節負担金補助及び交付金を、主食用水稲減収緊急対策事業や農業振興対策協議会補助金など合わせて1,131万4,000円を減額補正。

27ページ下段になります。

7款商工費、1項商工費は、次のページになりますが、3款観光費、18節負担金補助及び交付金のろくのへブランド推進事業を190万1,000円減額補正いたしました。

29ページになります。

8款土木費、2項道路橋りょう費は、2目道路橋りょう維持費、12節委託料に道路除雪業務委託料494万円を追加計上。

31ページ下段になります。

10款教育費の2項小学校費と次のページの3項中学校費は、国庫補助金の確定などによる財源充当の変更となります。

33ページになります。

4項社会教育費は、2項公民館費、12節委託料の文化ホール自主事業等公演業務を326万8,000円減額補正いたしました。

下段の5項保健体育費は、1目保健体育総務費、18節負担金補助及び交付金を、県、郡、北奥羽体育大会選手派遣補助など合わせて168万9,000円を減額補正いたしました。

以上で、承認第7号の説明といたします。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第7号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで、入替えのため暫時休憩いたします。

休憩 (午前10時34分)

再開 (午前10時35分)

議 長 (川村重光君)

休憩を閉じます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第9 承認第8号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長 (円子国浩君)

承認第8号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

議案書の37ページからになります。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を令和4年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

議案書の39ページをご覧ください。

令和3年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、既定の歳入歳出予算の総額から4,532万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億3,599万3,000円とするものであります。

今回の補正予算は、事業費の確定及び歳出との関連において予算調整したものであり、その内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

補正予算に関する説明書の43ページをご覧ください。

最初に、歳入の主なものについてご説明いたします。

中段の5款県支出金、1項県補助金は、1目保険給付費等交付金の普通交付金と特別交付金及び2目保険事業費補助金の確定により、項の計で4,205万5,000円減額し、8億3,887万3,000円とし、下段の7款繰入金、1項他会計繰入金は、歳出との関連において一般会計繰入金を項の計で126万円減額し、1億480万円といたしました。

次のページ、44ページ上段の7款繰入金、2項基金繰入金は、国保税などの歳入決算見込額の精査により479万4,000円を減額し、令和3年度は国民健康保険事業基金からの繰入れは行わないことといたしました。

下段の9款諸収入、4項雑入は、一般被保険者返納金及び雑入の令和2年度普通交付金返還金などを項の計で279万4,000円増額し、281万7,000円といたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

45ページをお開きください。

1款総務費の上段、1項総務管理費、中段、2項徴税费、下段、3項運営協議会費は、執行額を精査の上、それぞれ減額計上いたしました。

46ページ上段の2款保険給付費、1項療養諸費は、一般被保険者療養給付費などの実績見込額の精査により、項の計で3,690万2,000円減額し、7億18万2,000円としました。

下段の同じく2項高額療養費は、一般被保険者高額療養費などの実績見込額の精査により、次のページの47ページ上段になります、項の計で476万7,000円減額し、1億195万6,000円としました。

中段の同じく4項出産育児諸費、下段の5項葬祭諸費は、実績見込額の精査によりそれぞれ減額補正し、48ページから49ページの2款保険給付費、6項傷病手当金から8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は、執行額精査などによる減額補正と財源充当の変更補正をいたしました。

以上で承認第8号の説明といたします。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第8号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認すること

と決定いたしました。

次に、日程第10 承認第9号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

承認第9号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

議案書42ページからになります。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり、令和4年3月31日、専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものでございます。

44ページをお開き願います。

令和3年度六戸町下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ678万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,655万円とするものでございます。

それでは、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

説明書の55ページをお開き願います。

今回の補正予算の内容は、事業費の確定見込みに基づき歳入歳出予算額を調整したものでございます。

最初に、歳入の主なものについてご説明いたします。

中段の2款使用料及び手数料、1項使用料では、下水道使用料の徴収見込額を精査し、項の計で137万7,000円を増額計上しております。

56ページをお開き願います。

上段の5款繰入金、1項他会計繰入金につきましては、一般会計繰入金を事業費との関連において1,301万1,000円を減額計上しております。

その下の2項基金繰入金では、下水道事業整備基金繰入金を消費税納付額の確定により62万4,000円減額計上しております。

57ページの中段、町債では、事業内容の確定に基づき、公営企業会計適用債等を項の計で490万円を増額計上しております。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

59ページをお開き願います。

1 款事業費、1 項総務管理費につきましては、執行見込額を精査し、項の計で603万2,000円を減額計上しております。

60ページをお開き願います。

上段の2項建設事業費では、事業の確定により委託料から工事請負費への組替え等を行い、項の計で65万3,000円を減額計上しております。

下段の2款公債費、1項公債費では、長期資金の元金・利子の支出額確定により、項の計で10万2,000円を減額計上しております。

以上で承認第9号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第9号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第11 承認第10号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

承認第10号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書48ページからになります。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり、令和4年3月31日、専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものでございます。

50ページをお開き願います。

令和3年度六戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ177万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,482万8,000円とするものでございます。

それでは、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

説明書の65ページをお開き願います。

今回の補正予算の内容は、事業費の確定見込みに基づき歳入歳出予算額を調整したものでございます。

最初に、歳入の主なものについてご説明いたします。

2段目の2款使用料及び手数料、1項使用料では、農業集落排水使用料の徴収見込額を精査し、項の計で53万円を増額計上しております。

その下の4款繰入金、1項他会計繰入金につきましては、一般会計繰入金を事業費との関連において233万円を減額計上しております。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

67ページをお開き願います。

上段の1款事業費、1項総務管理費につきましては、執行見込額を精査し、項の計で172

万6,000円を減額計上しております。

その下の2項建設事業費では、事業費の確定により工事請負費を3万6,000円減額計上しております。

以上で承認第10号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第10号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第12 承認第11号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。  
担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（吉田英輔君）

承認第11号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

議案書53ページをお開き願います。

専決処分につきましては、次のページの専決処分書のとおり、令和3年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本年3月31日に専決処分をいたしましたのでこれを報告し、承認を求めるものでございます。

55ページをお開き願います。

このたびの補正予算は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,353万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億6,214万8,000円とするものでございます。

補正の内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

68ページから83ページまででございます。

最初に、歳入の主なものについてご説明いたします。

歳入につきましては、実績見込みや保険給付費等との関連におきまして予算調整したものでございます。

71ページをお開き願います。

1 款保険料、1 項介護保険料は、89万3,000円を増額計上。

5 款国庫支出金、2 項国庫補助金は、2 目地域支援事業交付金のほか、項の計で81万1,000円を増額計上いたしました。

次のページをお開き願います。

9 款繰入金、1 項一般会計繰入金は、1 目介護給付費繰入金のほか、項の計で259万9,000円を増額計上。

次のページでございます。

同じく2 項基金繰入金は、介護保険財政調整基金繰入金を1,790万1,000円減額計上いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

歳出につきましては、保険給付費等の実績見込みにより予算調整したものでございます。

76ページをお開き願います。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費は、1目居宅介護サービス給付費のほか、項の計で787万円を減額計上いたしました。

77ページから79ページにかけましての5款地域支援事業費は、事業費の実績見込みに基づき、それぞれ減額計上しております。

79ページの下段をご覧ください。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は、令和2年度の超過交付となった地域支援事業交付金返還金等の確定により、303万8,000円を減額計上いたしました。

以上で承認第11号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第11号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第13 承認第12号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（円子国浩君）

承認第12号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

議案書の58ページからになります。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を令和4年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

議案書の60ページをご覧ください。

令和3年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、既定の歳入歳出予算の総額から8万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,709万4,000円とするものであります。

今回の補正予算は、事業費の確定により予算調整したものであり、その内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

補正予算に関する説明書の87ページをご覧ください。

最初に歳入の主なものについてご説明いたします。

上段の1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料は、1目特別徴収保険料を288万5,000円減額し、2目普通徴収保険料は同額の288万5,000円を増額して、現年分の保険料総額8,403万1,000円に変更はなく、2目普通徴収保険料の滞納繰越分に1万4,000円増額計上し、項の計で8,404万5,000円といたしました。

次の3款繰入金、1項繰入金は、事務費の確定により一般会計繰入金を9万5,000円減額し、項の計で4,980万2,000円としました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

89ページをご覧ください。

2款分担金及び負担金、1項広域連合負担金は、執行額を精査の上8万1,000円減額し、項の計で1億2,691万7,000といたしました。

以上で承認第12号の説明といたします。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第12号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認すること

に決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。15分程度で、11時10分までといたします。

休憩（午前10時57分）

再開（午前11時10分）

議長（川村重光君）

休憩を閉じます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第14 承認第13号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

診療所事務長。

診療所事務長（辻浦宗典君）

承認第13号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

議案書63ページをお開き願います。

専決処分につきましては、次のページの専決処分書のとおり、令和3年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第7号）を地方自治法第179条第1項の規定に基づき本年3月31日に専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

65ページをお開きください。

第1条第1項は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,515万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億9,443万円とするものでございます。

款項の区分ごとの金額については、第1表によるものでございます。

第2条は、地方債の補正について、68ページの第2表地方債補正によるものとしております。

補正の内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

最初に、歳入についてご説明いたします。

93ページをお開き願います。

歳入につきましては、事業費の確定や実績見込みにより精査による予算調整をしたものでございます。

1 款診療収入、1 項診療収入では、1 目外来収入の見込額を精査し、981万8,000円を減額計上。

2 目諸検診等収入は、ワクチン接種の実施医療機関に支払われる町からの接種費用分として767万9,000円増額計上し、項の計で213万9,000円を減額計上いたしました。

3 款県支出金、1 項県補助金は、ワクチン接種促進に係る補助金ほか、項の計で296万9,000円を増額計上いたしました。

4 款繰入金は、歳出予算との関連により、一般会計からの繰入金2,670万1,000円を減額計上いたしました。

94ページをお開き願います。

5 款諸収入、1 項雑入は、事業費確定により、ワクチン接種業務委託料ほか、項の計で332万7,000円を増額計上いたしました。

6 款町債は、事業費確定により診療所事業債を248万円減額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

95ページをお開き願います。

歳出につきましても、事業費の確定や実績見込みによる精査により予算調整したものでございます。

95ページから96ページにかけましての1 款総務費、1 項施設管理費は、人件費や事業費の確定による工事請負費など427万2,000円を減額計上いたしました。

96ページをお開き願います。

96ページから97ページにかけましての2 款医業費、1 項医業費では、1 目医療用機械器具費、各種検査機器等に係る経費で490万8,000円を減額計上いたしました。

97ページの同じく2 目医療用消耗機材費は、検査試薬、診療材料消耗品などの医薬材料費で88万6,000円を減額計上。

3 目医療衛生材料費は、内服薬や外用薬、注射薬などの医薬材料費ほかで1,498万9,000円を減額計上し、項の計で2,078万3,000円を減額計上いたしました。

以上で承認第13号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。  
討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。  
これより承認第13号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。  
よって、承認第13号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。  
次に、日程第15 議案第24号 令和4年度六戸町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。  
担当課長の説明を求めます。  
企画財政課長。

企画財政課長 (小林 章君)

議案書の69ページからになります。

議案第24号 令和4年度六戸町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

第1条第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,287万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ61億3,787万5,000円とするものであります。

第2条は、地方債の補正について、72ページの第2表地方債補正によるものとしております。

その内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。ご準備願います。

まず最初に、歳出の主なものからご説明いたします。

7ページをご覧ください。

なお、全般にわたっての人件費の補正につきましては、主に人事異動を反映し調整したものであります。

それではまず、1款議会費、1項議会費は、タブレットの導入経費などを計上し、項の計では141万円の増額補正となります。

2款総務費、1項総務管理費は、1目一般管理費に、県の新型コロナウイルス感染症総合対策事業費補助金を活用しての庁舎空調設備設置に係る委託料と工事費を合わせ4,742万1,000円を計上。

10目まちづくり推進費に、コミュニティ助成事業に2町内会が採択になったことにより、18節負担金補助及び交付金に320万円を計上。

12目新型コロナウイルス感染症対策事業費に、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しての感染対策物品の購入と、今年度2回発行するプレミアム商品券発行支援事業補助金3,750万円を18節負担金補助及び交付金に計上し、1項総務管理費の計では9,225万4,000円の増額補正となります。

8ページになります。

3款民生費、1項社会福祉費は、5目老人福祉センター総務費に、脱衣室内装改修工事や男子トイレ等の自動水栓改修工事経費を計上。

4款衛生費、1項保健衛生費は、2目予防費に、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種等に係る経費として、事務経費やワクチン接種業務委託料など合わせて1,419万9,000円を増額補正いたしました。

9ページになります。

6款農林水産業費、1項農業費は、3目農業振興費、18節負担金補助及び交付金に、葉た

ばこ作付転換円滑化緊急対策事業補助金398万円と、第2期農業用機械等導入支援事業補助金の追加分500万円。そして、国の地方創生臨時交付金を活用してのスマート農業支援事業補助金1,000万円を新たに計上いたしました。

7款商工費、1項商工費の2目商工振興費に、メイプルふれあいセンターのガス給湯器と冷蔵ショーケースの故障に伴い、購入費を計上しております。

10ページになります。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費は、18節負担金補助及び交付金の老朽危険空き家除却事業と宅地創出空き家除却事業の補助金をそれぞれ160万円増額補正。

2項道路橋りょう費、3目道路新設改良費は、道路事業補助金が入示されたことにより事業費の精査及び予算調整をし、目の計では7,993万2,000円の減額補正となります。

11ページ中段になります。

4項都市計画費、3目公園費には、県の補助金を活用し、小松ヶ丘地区の公園に遊具を設置するための経費などとして、14節工事請負費に503万8,000円を増額計上いたしました。

下段の10款教育費、1項教育総務費は、2目事務局費に、新型コロナウイルス感染症の影響により万が一修学旅行がキャンセルになった場合に備え、18節負担金補助及び交付金に修学旅行キャンセル料補助金254万2,000円を追加計上。

12ページになります。

4目学校建設費は、1節報酬に（仮称）義務教育学校開校準備委員会に係る経費として72万4,000円を追加計上。

12節委託料は、（仮称）義務教育学校新築工事実施設計業務を減額し、新たに県立六戸高等学校建物等解体工事設計業務と開校時のスクールバス運行に対応するためのスクールバスダイヤ編成支援システム導入業務などを計上し、4目学校建設費の計では5,421万2,000円の減額補正となります。

13ページ中段と下段の2項小学校費と3項中学校費には、国からの補助金を活用しての新型コロナウイルス感染対策物品の購入経費を計上しております。

次に、歳入の主なものについてご説明いたします。

3ページにお戻り願います。3ページになります。

15款国庫支出金と16款県支出金には、歳出における関連事業に対しての国や県からの補助金を計上しております。

まず、15款国庫支出金の1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金に、新型コロナワクチン

接種対策費負担金1,221万4,000円を計上。

中段の2項国庫補助金は、2目土木費国庫補助金を社会資本整備総合交付金の内示などにより3,695万7,000円を減額補正し、3目教育費国庫補助金に小中学校の学校保健特別対策事業補助金を計上。

4目衛生費国庫補助金に、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金198万5,000円を計上。

5目総務費国庫補助金に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5,310万8,000円を計上いたしました。

下段の16款県支出金、2項県補助金は、1目総務費県補助金に元気な地域づくり支援事業費補助金532万6,000円と、次のページになりますが、新型コロナウイルス感染症総合対策事業費補助金4,500万円を計上。

4目農林水産業費県補助金には、葉たばこ作付転換円滑化緊急対策事業補助金398万円を計上いたしました。

2段目の19款繰入金、1項基金繰入金は、歳出予算との関連において調整するため、1目財政調整基金繰入金を2,400万円増額補正し、6目学校建設基金を7,100万円減額補正いたしました。

下段の21款諸収入、5項雑入には、コミュニティ助成事業交付金320万円を計上し、5ページの22款町債は事業費との関連により補正計上しております。

以上で議案第24号の説明といたします。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

8番、下田敏美君。

8 番（下田敏美君）

7ページ、2款1項プレミアム商品券のスケジュールについて、ちょっとお聞きしたいと思えます。

議 長（川村重光君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（高橋宏典君）

お答えさせていただきます。

昨年度実施しましたプレミアム商品券と同様、お盆の時期と年末と2回に分けて発行予定でございます。昨年度につきましては1回につき2,000セット、合計4,000セットの販売でございましたが、今回は1回につき3,000セットを2回に分けて発行する予定でございます。

プレミアム率は50%のままで変更ございません。

以上です。

議 長（川村重光君）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第24号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号 令和4年度六戸町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第16、議案第25号 令和4年度六戸町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

議案第25号 令和4年度六戸町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

議案書73ページからになります。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ142万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,893万円とするものであります。

その内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

説明書の21ページをお開き願います。

最初に、歳入についてご説明いたします。

ページの上段となります。5款繰入金、1項他会計繰入金に一般会計繰入金を142万8,000円を追加計上しております。

次に、歳出についてご説明いたします。

ページ下段となります。1款事業費、1項総務管理費、1目一般管理費の委託料に、今年度撤去する小松ヶ丘処理場内の支障木伐採業務委託料142万8,000円を追加計上しております。

以上で議案第25号の説明を終わります。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第25号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号 令和4年度六戸町下水道事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決いたしました。

ここで、入替えのため暫時休憩いたします。

休憩(午前11時31分)

再開(午前11時32分)

議 長 (川村重光君)

休憩を閉じます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第17 陳情第2号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

審査を付託してありました総務常任委員会委員長から審査が終了した旨の報告がありましたので、委員長の報告を求めます。

5番、杉山茂夫君。

総務常任委員長（杉山茂夫君）

それでは、陳情審査結果報告をいたします。

陳情第2号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情については、総務常任委員会に付託されたところであります。

当委員会では、その付託を受けて、去る6月3日に委員会を開催し、その取扱いについて慎重な審議を行いました。

陳情の要旨は、国民の祝日「海の日」は、海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願うことが趣旨として平成7年に制定され、平成8年7月20日から施行されておりますが、平成15年以降、いわゆるハッピーマンデー化により7月の第3月曜日となっておりますが、我が国と海との歴史的、文化的及び経済、社会的な関わり並びに海の日制定の歴史的経緯等を踏まえ、国民が海の大切さを理解し、その恩恵に感謝し、海の安全及び環境保全について思いをはせる機会とするためにも、「海の日」を7月20日に固定化する意見書を内閣総理大臣へ提出するよう陳情するものであります。

審査の結果、趣旨に賛同し、当委員会といたしましては採択すべきものと決定いたしました。

以上、総務常任委員会委員長報告といたします。

議長（川村重光君）

委員長の報告が終わりました。

この報告について質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより本件について採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、委員長報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件については採択とすることに決定いたしました。

次に、日程第18 陳情第3号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情を議題といたします。

審査を付託してありました産業民生常任委員会委員長から審査が終了した旨の報告がありましたので、委員長の報告を求めます。

6番、久田伸一君。

産業民生常任委員長（久田伸一君）

陳情審査結果報告をいたします。

陳情第3号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情については、産業民生常任委員会に付託されたところであります。

当委員会では、その付託を受け、去る6月3日に委員会を開催し、その取扱いについて慎

重な審査を行いました。

陳情の要旨は、労働安全衛生規則第628条及び事務所衛生基準規則第17条、所定の事業所トイレにおける大原則である「男性用と女性用に区別して設けること」につき、今後もこれを崩さないよう所管の厚生労働省に申し入れ、また、公的な建物内、公衆便所や大規模な小売店舗の不特定多数が使うトイレにつき、女性トイレはすべからく維持し、またこれらトイレにおいて、女性の安心安全という権利法益を守るべく諸方策をとるよう国に申し入れるために陳情するものであります。

審査の結果、趣旨に賛同し、当委員会といたしまして採択すべきものと決定をいたしました。

以上、産業民生常任委員会委員長の報告といたします。

議長 長（川村重光君）

委員長の報告が終わりました。

この報告について質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより本件について採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、委員長報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件については採択とすることに決定いたしました。

追加提案の準備がありますので、ここで暫時休憩いたします。

休憩 (午前 11 時 39 分)

再開 (午前 11 時 40 分)

議 長 (川村重光君)

休憩を閉じます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの陳情第 2 号の採択により、総務常任委員会委員長から、発議第 1 号 国民の祝日「海の日」を 7 月 20 日への固定化を求める意見書の提出についてを追加提案したい旨の申出がありました。

お諮りいたします。

提出のありました発議第 1 号を本日の議事日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、発議第 1 号は、追加日程第 1 として議題とすることに決定いたしました。

次に、先ほどの陳情第 3 号の採択により、産業民生常任委員会委員長から、発議第 2 号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保を求める意見書の提出についてを追加提案したい旨の申出がありました。

お諮りいたします。

提出のありました発議第2号を本日の議事日程に追加し、議題にしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号は、追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 発議第1号 国民の祝日「海の日」を7月20日への固定化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります総務常任委員会委員長より、提案理由の説明を求めます。

5番、杉山茂夫君。

総務常任委員長(杉山茂夫君)

それでは、国民の祝日「海の日」を7月20日への固定化を求める意見書の提出について、提案理由を申し上げます。

国民の祝日「海の日」は、「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」ことを趣旨として平成7年に制定され、平成8年から施行されております。

「海の日」は、昭和16年に制定された「海の記念日」を元に制定されました。「海の記念日」は、明治9年に明治天皇が東北地方に巡幸した際、灯台視察船明治丸で航海し、同年7月20日に横浜港に無事入港されたことを記念して制定されたものです。当初、「海の日」とされた7月20日が、平成15年以降、いわゆるハッピーマンデー制度により、「海の日」は7月の第3月曜日になり、毎年その日にちが変動する祝日となってしまいました。

「海の日」が7月20日に固定化されれば、地方自治体が行う年間行事における海の日関連行事の位置づけが明確となり、各種行事が活発に開催され、国民の目が海辺の町、海に関わる産業やそこで働く人たちに向けられ、後継者になろうとする人たちの増加につながるものと期待されます。

また、2008年の国連総会において、海をたたえ、海洋の恵みを賛美し、またその本来の価値に感謝するため、2009年以降6月8日を「世界海の日」とすることが決定され、毎年

6月8日に国連や関係国で記念行事が開催されております。政府が標榜する「自由で開かれたインド太平洋」を例に挙げるまでもなく、政治・経済さらには地球環境問題において、今ほど海がクローズアップされている時代はありません。これら課題について、我が国が率先して積極的に問題提起を行う場合、海の日が毎年変わるようでは、諸外国から見て軸の定まらない国として映るに違いありません。

四面を海に囲まれた我が国は、海なしでは成り立ちません。海から大きな恩恵を受けると同時に、様々な影響も受けます。海に生かされていると同時に海と共に生きる、すなわち海と共生している国民であるとも言えます。

「海の日」を7月20日に固定化することにより、国民の一人一人が海を巡る様々な状況に思いをはせ、「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」という「海の日」の趣旨に思いをいたす機運を盛り上げることが極めて重要であり、地域振興の見地からも、国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化を求めるものであります。

以上のことから、六戸町議会としても国へ強く要望するため、本案を提案した次第であります。

なお、意見書案につきましては、お手元に配付のとおりであります。

何とぞ趣旨にご賛同の上、原案のとおりご決定くださるようお願い申し上げまして、提案理由といたします。

議 長（川村重光君）

提案理由の説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより発議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号 国民の祝日「海の日」を7月20日への固定化を求める意見書の提出については、原案のとおり可決いたしました。

追加日程第2 発議第2号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります産業民生常任委員会委員長より、提案理由の説明を求めます。

6番、久田伸一君。

産業民生常任委員長（久田伸一君）

それでは、女性トイレの維持及びその安心安全の確保について、意見書の提出について提案理由を申し上げます。

令和3年12月1日施行の労働安全衛生規則等の改正は、男性用と女性用とに分ける大原則は維持しつつ、同時に働く労働者が常時10人以下であれば共用1個でよいとされ、更に独立個室型のトイレを設けたときは男女別トイレの設置基準に一定数反映されるとされました。

この動きは、公的な建物内、公衆便所や大規模小売店舗等の不特定多数が使うトイレにおいても独立個室型のトイレで足りるとの設計を助長し、さらには男女共用型のトイレで足りるとする傾向を成立・加速させる可能性があります。

しかし、女性トイレは、性犯罪のほとんどが男性によるものであることから、多くの悲惨な被害を重ねながらも、先人の女性達が血と涙を流し闘い、設置されてきたものであります。

女性トイレで個室に引きずりこまれての性暴力被害、個室での盗聴や盗撮被害の増加、さ

らには使用済みの生理用品を見られたり、持ち出されたりする事件は後を絶ちません。

特に、警戒心が薄く抵抗する力のない女兒や、障害のある女性が性暴力被害に遭いやすい傾向にあります。

したがって、事業所トイレにおける大原則であります「男性用と女性用に区別して設けること」を今後も崩さず、また女性トイレはすべからく維持し、かつ女性の安心安全という権利法益を守るべく諸方策をとることは極めて重要であります。

以上の趣旨を以て本議会は、政府に対し次の通り求める。

1、厚生労働省は、労働安全衛生規則第628条及び事務所衛生基準規則第17条所定の事務所トイレにおける大原則である「男性用と女性用を区別し設けること」につき、今後ともこれをくずさないようにされたい。

2、国（内閣府）は、公的な建物内、公衆便所や大規模小売店舗等の不特定多数が使うトイレにつき、女性トイレはすべからく維持し、またこれらトイレにおいて、女性の安心安全という権利法益を守るべく諸方策をとられたい。

以上のことから、六戸町議会としても国へ強く要望するため、本案を提案した次第であります。

なお、意見書につきましては、お手元に配付のとおりであります。

何とぞ趣旨にご賛同の上、原案のとおりご決定くださるようお願いを申し上げます、提案理由といたします。

議 長（川村重光君）

提案理由の説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより発議第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保を求める意見書の提出については、原案のとおり可決いたしました。

以上で、本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

次の本会議を6月7日午前10時より本議事堂において再開いたしますので、本席より告知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご起立願います。

お疲れさまでした。

散会 (午前11時54分)